

昭和二十三年政令第百九十七号

予防接種法施行令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十一条から第二十三条までの規定に基き、ここに予防接種法施行令を制定する。

（政令で定めるA類疾病）

第一条 予防接種法（以下「法」という。）第二条第二項第十三号の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

一 痢そう

二 水痘

三 B型肝炎

四 ロタウイルス感染症
（政令で定めるB類疾病）

第二条 法第二条第三項第三号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）とする。

（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）

第三条 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかる者又はかかったことのある者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予防接種の対象者	水痘	マウイルス感染症	ヒトパピローリー十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
ジフテリア	百日咳	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者	一歳に至るまでの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	百日咳	生後二月から生後九ヶ月に至るまでの間にある者	生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
麻疹	百日咳	生後二月から生後九ヶ月に至るまでの間にある者	生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
風疹	百日咳	生後二月から生後九ヶ月に至るまでの間にある者	生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
Hib感染症	日本脳炎	一 生後六月から生後九ヶ月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者	一 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者 二 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
結核	日本脳炎	一 一歳に至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者	一 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者 二 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
破傷風	日本脳炎	一 生後二月から生後九ヶ月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者	一 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者 二 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）	日本脳炎	一 生後二月から生後九ヶ月に至るまでの間にある者 二 厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者	一 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者 二 六十歳以上六十歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（高齢者がかかるものに害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの）

感覚症を除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該特定疾病にかかる者又はかかったことのある者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）である。当該掲げる者又はかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの））に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して一年（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）当該特定疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。

（市町村長が予防接種を行うことを要しない疾病）

第四条 法第五条第二項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする。

（予防接種の公告）

第五条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行う場合には、予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

（対象者等への周知）

第六条 市町村長は、定期の予防接種を行ふ場合には、前条の規定による公告を行ふほか、当該定期の予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受けるべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

（定期の予防接種等による健康被害の救済に関する措置）

第八条 法第十五条第一項の規定による給付に関して必要な事項は、予防接種がA類疾病又はB類疾病からの社会的防衛に資するものであること及び予防接種を受けたことによる疾病が医学上のしなければならない。

（定期の予防接種等による健康被害の救済に関する措置）

第七条 削除

特性を有するものであることに鑑み、経済的社會的諸事情の変動及び医学の進歩に即応するよう定められるものとする。

(審議会等で政令で定めるもの)

第九条 法第十五条第二項の審議会等で政令で定めるものは、疾患・障害認定審査会とする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る医療費)

第十条 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者が、当該疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百二十八号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十一号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第一百号)、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)若しくは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第一百四十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けたときは、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)を限度とする。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 移送

2 前項の医療に要した費用の額は、厚生労働大臣の定める算定方法により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る医療手当)

第十二条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各月において前条第一項第一号から第十四条までに規定する医療(同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。)を受けた日数が三日以上の場合 三万八千九百円
二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万六千九百円
三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万八千九百円
四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万六千九百円

2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万八千九百円とする。
(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害児養育年金) 第十二条 法第十六条第一項第二号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

3 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

4 法第十六条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

一 法第九条第一項に規定する特定B類疾病に係る臨時の予防接種(以下「特定B類疾病臨時予防接種」という。)を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者(以下この条において「一級障害児」という。)を養育する者に支給する場合 百二十九万八千四百円

ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者(以下この条において「二級障害児」という。)を養育する者に支給する場合 百三十八千円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百六十六万九千二百円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百三十三万四千四百円

3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者(以下「障害児」という。)であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十五万四千四百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十六万九千六百円とする。

5 障害児について、予防接種を受けたことによる障害に關し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害児養育年金の支給期間中の毎年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害年金)

第十三条 法第十六条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

1 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 四百十五万三千二百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百三十二万二千八百円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者(次号ハにおいて「三級障害者」という。)に支給する場合 二百四十九万千二百円

2 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 五百三十四万円

ロ 二級障害者に支給する場合 四百二十七万二千八百円

ハ 三級障害者に支給する場合 三百二十万二千八百円

3 前項の規定による障害児養育年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十五万四千四百円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万九千六百円とする。

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の額の変更)

第二十二条 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第二に定める他の等級(三級を除く。)に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に応する額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の給付に係る診断及び報告)

第二十三条 第十六条の規定は、法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の給付に係る診断及び報告について準用する。

第二十四条 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族年金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当时その者によつて生計を維持していたものとする。

2 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当时胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当时その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、第一項に規定する順序による。

4 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる障害について法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けた場合には、十年からその支給を受けた期間(その期間が七年を超えるときは、七年とする。)を控除して得た期間を限度として支給するものとする。

5 遺族年金の額は、二百五十九万四千四百円とする。

6 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

7 遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

8 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合には、次順位者が遺族年金を請求することができる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも、同様とする。

9 遺族年金の支給の請求は、予防接種を受けたことにより死亡した者の当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について法第十六条第二項第一号の規定による医療費若しくは医療手当又は同項第三号の規定による障害年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時から五年を経過したとき(前項後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から二年を経過したとき)は、することができない。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金等の支給期間等)

第二十五条 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金又は同項第四号の規定による遺族年金(次項において「障害年金等」と総称する。)の支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 第十四条第二項の規定は、障害年金等の支払期月について準用する。
(遺族一時金)

第二十六条 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族一時金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当时その者と生計を同じくしていいた者に限る。

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当时遺族年金を受けることができる遺族

(当該死亡の当时胎児である子がある場合であつて当該胎児であった子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができない遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき、七百七十八万三千二百円

二 遺族年金を受けていた者が死亡した場合において、他に遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額が前号に定める額に満たないときは、同号に定める額から当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の合計額を控除した額

3 第三項第二号の規定による遺族一時金の支給の請求は、遺族年金を受けていた者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

4 第二十四条第六項及び第九項の規定は、遺族一時金の額及び第三項第一号の規定による遺族一時金の支給の請求について準用する。

5 第二十七条 第十七条第三項の規定は、遺族年金又は遺族一時金の支給の制限について準用する。
(遺族年金等の支給の制限)

第二十八条 法第十六条第二項第五号の規定による葬祭料の額は、第十八条に規定する金額とする。

2 第二十四条第九項の規定は、法第十六条第二項第五号の規定による葬祭料の支給の請求について準用する。

3 2 (未支給の給付)
2 第二十九条 給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付(まだその者に支給していないかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつてその者の死亡の当时その者と生計を同じくしていたものに支給する。

未支給の給付を受けることができる者順位は、前項に規定する順序による。

3 2 (未支給の給付)
2 第三十条 この政令に定めるもののほか、給付の請求の手続その他給付の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条 (都道府県の負担)
第一項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)について行う。

2 法第二十六条第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十五条第一項の規定により市町村が支弁する費用(法第六条第二項の規定による予防接種に係るものに限る。)については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)を控除した額

二 法第二十五条第二項の規定により市町村が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のた

めの寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。) を超えるときは、当該費用の額とする。)

厚生労働大臣は、前二項に規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(国庫の負担)

第三十二条 法第二十七条第一項の規定による国庫の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十五条第一項の規定により都道府県が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)

二 法第二十六条第一項の規定により都道府県が負担する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額。

法第二十七条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において、法第二十五条第一項の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)

三 前条第三項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

(実費)
第三十三条 法第二十八条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。
2 A類疾病に係る定期の予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第二十八条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあつては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。

(事務の区分)
第三十四条 第五条(臨時の予防接種に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第五条(臨時の予防接種に係る部分に限る。)及び第十六条(第二十三条规定する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

(市町村長が行う予防接種の対象者の特例)

2 平成七年四月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての第三条第一項の表日本脳炎の項の規定の適用について、同項中「一 生後六

月から生後九ヶ月に至るまでの間にある者」/二 九歳以上十三歳未満の者」とあるのは、「四

歳以上二十歳未満の者」とする。

3 法第五条第一項の政令で定める者については、令和七年三月三十一日までの間、第三条第一項の表風疹の項中「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」/二 五歳以上

七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」とあるのは、「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」/二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間に生まれた男性」とする。

4 第三条第一項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間においては「平成三十一年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」とする。

5 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、第三条第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項中「十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子」とあるのは、「一 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子」/二 平成九年四月一日から平成二十年四月一日までの間に生まれた女子(前号に掲げる女子を除く。)」とする。

附 則 (昭和一八年九月一七日政令第二八三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月三〇日政令第一八五号)

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十五年七月一日)から施行する。

附 則 (昭和三六年四月二五日政令第一一三号)

この政令は、公布の日から適用する。

附 則 (昭和五〇年一一月二四日政令第三七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月九日政令第一五九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年二月二二日政令第一七号) 拝

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和五十二年二月二十五日から施行する。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付)

第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十六条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定(同法第六条第三項に係る部分を除く。)の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額(予防接種による健康被害の救済に関する從前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの(以下「従前の給付」という。)を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額(その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額(以下「調整基礎額」という。)につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受けるまでの期間の年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に応じ、年五パーセントの率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。以下同じ。)を控除して得た額」と、同令第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同令第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同令第十七条第四項第二号中「四千四百二十万円」とあるのは「四千四百二十万円(従前の給付を受けた者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けること

なく死亡したときは、当該額から調整基礎額について從前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じて年五パーセントの利率による複利法によって計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（從前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が從前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によって調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和五八年一月二二日政令第六号）抄
施行期日

附則（昭和五八年一月二一日政令第六号）抄

第一条 この政令は、老人保健法の施行の日（昭和五十八年一月一日）から施行する（昭和五十九年二月三日政令第一一七号）。

とあるのは「列せし者（従前の給付を受けた者を除く）」と「もする」とあるのは「もし予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金

昭和五十八年八月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。
附則（昭和五九年三月一七日政令第三五二号）抄

（施行期日）
第一回 一二の文令は、國民の教育費を増々増々本成員に係る共済会員等の負担等につき、こうして二回の文令は、國民の教育費を増々増々本成員に係る共済会員等の負担等につき、

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の組合等を認めるためのものとし、家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

る。)を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）以後、昭和五十二年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

1
附 則
(昭和五三年五月二三日政令第一八五号)
抄
この政令は、公布の日から施行する。

1
附 則
(昭和六〇年一月二三日政令第一号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条から第七条までの規定及び次項の規定

附 則（昭和五三年七月二八日政令第二九六号）
昭和五十九年六月一日から適用する。

第一条及び附則第一項の改正規定
1 この政令は昭和五十三年八月一日から施行する。
は、同年十月一日から施行する。
たたし
2 昭和五十九年五月以前の月分の因療手当
従前の例による。

2 昭和五十三年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお前述の例による。

この政令は昭和五十四年八月一日から施行する。
昭和五十四年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以後の一部を改正する政令（昭和五十一年政令第十七号）附則第一条の規定並びに次項の規定
昭和六十年六月一日から適用する。

前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。
附則（昭和五五年七月三一日政令第二〇〇号）
2 昭和六十年五月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以後の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

この政令は、昭和五十五年八月一日から施行する。

昭和五十五年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年一月一八日政令第三〇一号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び次項の規定は、昭和五十五年八月一日
（施行期日）
附 則（昭和六一年三月二八日政令第五三三号）抄

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年四月三日政令第一〇三号）
昭和五十五年七月以前の月分の障害児養育年金の額については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。二 十一年四月一日から適用する。

（昭和五六年七月三一日政令第二六三号）

この政令は、昭和五十六年八月一日から施行する。
昭和五十六年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以降の政令は、昭和五十六年八月一日から施行する。

前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。
付則（昭和二十一年八月二十四日政令第三三〇号）少

1 障 費（昭和五十七年八月二十四日政令第二三〇号）
この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。
2 時
間
前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十七年八月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十日以前の死亡による死亡一時金の額については、なお従前の例による。

附 貞（昭和五七年八月三日政令第二三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 平成二十年三月以前の月分の予防接種法による障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一五日政令第一四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一一日政令第一〇二号) 抄
(経過措置)

第一条 この政令は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一一日政令第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日政令第九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 平成二十四年三月以前の月分の予防接種法による医療手当、障害児養育年金、障害年金、障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一月三〇日政令第一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年二月一日政令第二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年九月二六日政令第二八八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日政令第一一九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月二日政令第一一四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一一四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表水痘の項中「生後三十六月」とあるのは「生後六十月」と、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは「平成二十六年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」とする。

附 則 (平成二七年四月一〇日政令第二〇八号) 抄
(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の予防接種法施行令第十一條から第十三條まで、第十七条、第二十一条、第二十四条及び第二十六条、附則第三項の規定による改正

後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条並びに次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十七年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三一日政令第一七二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十八年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年六月二二日政令第二四一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第一条の三第一項の規定（同項の表B型肝炎の項に係る部分に限る。）は、平成二十八年四月以後に生まれた者について適用する。

附 則（平成二十九年三月三一日政令第九二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年三月以後の月分の予防接種法による障害児養育年金及び障害年金の額（介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額及び同月三十日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月三〇日政令第一〇六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年二月一日政令第二〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二〇日政令第四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二九日政令第一一四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十一年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月二七日政令第一一六号）

（施行期日）

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年九月三十日以前の死亡に係る予防接種法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一月一七日政令第三三号）

（施行期日）

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第一条の三第一項の規定（同項の表ロタウイルス感染症の項に係る部分に限る。）は、令和二年八月一日以後に生まれた者について適用する。

附 則（令和二年三月三〇日政令第九三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十二条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和二年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下「障害児養育年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる障害児養育年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項並びに第二十二条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和二年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下「障害児養育年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる障害児養育年金等の額については、なお従前の例による。

4 改正後の第十七条第四項及び第二十六条第三項の規定は、令和二年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一二月九日政令第三四六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月一六日政令第三一号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第九二号）

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和三年三月三十一日以前の死亡に係る予防接種法及び未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和四年二月二一日政令第四五号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日政令第一〇五号）

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（第一条）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

			四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの
			五 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
			六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
			七 両眼の視力が○・○二以下で、かつ、他眼の視力が○・○六以下のもの
			八 一眼の視力が○・○二以下で、かつ、他眼の視力が○・○六以下のもの
			九 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの
			十 咀嚼 ^{モク} 又は言語の機能を廃したるもの
			十一 上肢の用を全く廃したもの
			十二 下肢の用を全く廃したもの
			十三 体幹の機能を高度の障害を有するもの
			十四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの
			十五 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
			十六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
			十七 両眼の視力が○・一以下のもの
			十八 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のもの
			十九 咀嚼 ^{モク} 又は言語の機能に著しい障害を有するもの
			二十 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のもの
			二十一 上肢の機能に著しい障害を有するもの
			二十二 下肢の機能に著しい障害を有するもの
			二十三 体幹の機能に著しい障害を有するもの
			二十四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
			二十五 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
			二十六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考	視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力を によって測定する。		